

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
---	---

第1章 総則
(用語の定義)
第3条 (略)

用語	意味
1～89-2 (略)	(略)
90 光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線（光局外スプリッタ（通信用建物等（通信用建物及びその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道を含みます。以下同じとします。））以外に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。）を含むものと含まないものがあります。その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限ります。）

第1章 総則
(用語の定義)
第3条 (略)

用語	意味
1～89-2 (略)	(略)
90 光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線（光局外スプリッタ（通信用建物（通信用建物及びその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道を含みます。以下同じとします。））以外に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。）を含むものと含まないものがあります。その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限ります。 <u>また、当社による光信号の伝送に係る端末回線の提供が困難なエリア等において、他事業者の個別要望により他事業者の個別の費用負担で当社の光信号の伝送に係る端末回線を延長し、その延長された区間の端末回線を用いて当社が卸電気通信役務を提供する場合における当該卸電気通信役務の提供に用いられる光信号の伝送に係る端末回線を除きます。</u> ）

料金表

- 第1表 接続料金
2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

月額

区分		単位	料金額	備考
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第	端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)
		ウ	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	
		① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額	
		② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額	

料金表

- 第1表 接続料金
2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

月額

区分		単位	料金額	備考
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第	端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)
		ウ	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	
		1回線ごとに	第6欄ア(7)①欄に規定する料金額	

1項の表中第5欄で接続する場合)		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ②A欄に規定する料金額		
			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ②B欄に規定する料金額		
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		第6欄ア(7) ③A欄に規定する料金額
				② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		第6欄ア(7) ③B欄に規定する料金額
		エ 2芯式のもの	(7)～(イ) (略)		(略)		(略)
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		5,770円
② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	4,998円					
(4)～(5) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する	ア 光信号端末回線(光局外スリットを含みません)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,801円	
			B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,426円		

1項の表中第5欄で接続する場合)		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	第6欄ア(7) ②欄に規定する料金額		
			1回線ごとに	第6欄ア(7) ③欄に規定する料金額		
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	1回線ごとに	第6欄ア(7) ③欄に規定する料金額		
			1回線ごとに	4,540円		
エ 2芯式のもの	(7)～(イ) (略)		(略)	(略)		
	(ウ) (7)(イ)以外のもの		1回線ごとに	4,540円		
(4)～(5) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接	ア 光信号端末回線(光局外スリットを含みません)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	2,204円	

場合)		帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,801円	続する 場合)		信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	2,204円	_____	
				B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,426円								
			③ ①②以外のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,885円				③ ①②以外のもの	1回線ごとに	2,270円		
				B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,499円					1回線ごとに	2,270円		
		(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,801円				(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに		2,204円
				B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,426円						1回線ごとに		2,204円

			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,801円				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	2,204円	
				B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,426円							
			③ ①以外のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,885円				③ ①②以外のもの	1回線ごとに	2,270円	
				B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,499円							
	イ 光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	①	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,360円	—	イ 光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,794円	—	
②				平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,003円							
①			平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,360円	(1) 保守の区別がタイプ1-2のもの				1回線ごとに	1,794円		
			②	平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに								2,003円

		(ウ) (7)(イ) 以外の もの	① 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,427円
			② 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	2,060円

		(ウ) (7)(イ)以外のもの	1回線 ごとに	1,844円
--	--	-----------------	------------	--------

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備 考
端末回線 伝送機能 (第5条 標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号主端末 回線(光局外 スプリッタを 含むものに限 ります。)に より1芯にて 伝送を行う機 能	ア 保 守の区 別がタイプ1 -1のも の	(7) 平成30 年4月1 日から平 成31年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,020円 接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)① 欄に規定する料 金額 接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)① 欄に規定する料 金額に、515円を 加算した料金額 接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 平成31 年4月1 日から平 成32年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)② 欄に規定する料 金額 接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備 考
端末回線 伝送機能 (第5条 標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号主端末 回線(光局外 スプリッタを 含むものに限 ります。)に より1芯にて 伝送を行う機 能	ア 保 守の区 別がタイプ1 -1のも の	(7) 平成31 年4月1 日から令 和2年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	1,570円 接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)欄 に規定する料 金額 接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)欄 に規定する料 金額に、406円を加 算した料金額 接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 令和2 年4月1 日から令 和3年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで適 用する2-1- 1-1第6欄イ (7)欄に規定す る料金額 接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。

			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。				1回線ごとに	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、346円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる346円のうち、340円にのみ消費税相当額を加算するものとします。				
			(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、346円を加算した料金額				接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる346円のうち、340円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	(ウ) 令和3年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和3年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、227円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる227円のうち、224円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに				2,020円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,570円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
					1回線ごとに				2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。				
			(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	(イ) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。					

			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			1回線ごとに	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、346円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる346円のうち、340円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、346円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる346円のうち、340円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			1回線ごとに	令和3年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、227円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる227円のうち、224円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	ウ ア イ 以 外 の もの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,078円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		ウ ア イ 以 外 の もの	1回線ごとに	1,613円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		1回線ごとに		2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、529円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる529円のうち、518円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		1回線ごとに		2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、418円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる418円のうち、410円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。			1回線ごとに	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、418円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる418円のうち、410円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(ウ)平成32年4月1日以降に適用する料金		1回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、355円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる355円のうち、349円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

				1回線ごとに	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、355円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる355円のうち、349円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(ウ)令和3年4月1日以降に適用する料金		1回線ごとに	令和3年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、235円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる235円のうち、231円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2 加算料

区分				単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)	イ 1	(7) (イ)以外のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額
				② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額
	(イ) 2-1-1-1第6	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	177円		

2-1-1-2 加算料

区分			単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用が	ア (略)		イ 1	1回線ごとに	(イ)欄に規定する料金額
	(7) (イ)以外のもの				

		欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	169円	
	ウ (略)			(略)	(略)	
(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア (略)			(略)	(略)	—
	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,360円	—
			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,003円	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,360円	
			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,003円	
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,427円	
			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,060円	

ない場合の加算料		(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	1回線ごとに	168円	—	
	ウ (略)		(略)	(略)		
(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア (略)			(略)	(略)	—
	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの		1光信号主端末回線ごとに	1,794円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		1光信号主端末回線ごとに	1,794円	
		(ウ) (7)(イ)以外のもの		1光信号主端末回線ごとに	1,844円	

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区 分				単 位	料金額	備 考
2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,020円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区 分				単 位	料金額	備 考
2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,570円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、346円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる346円のうち、340円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、346円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる346円のうち、340円にのみ消費税相当額を加算するものとします。				(ウ) 令和3年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和3年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、227円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる227円のうち、224円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金		1 光信号主端末回線ごとに	2,020円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,570円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		1 光信号主端末回線ごとに			2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		1 光信号主端末回線ごとに			2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
		(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。			(イ) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		1 光信号主端末回線ごとに			令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、346円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる346円のうち、340円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		

			(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、346円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる346円のうち、340円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			(ウ) 令和3年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和3年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、227円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる227円のうち、224円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	ウ アイ以外のもの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金		1 光信号主端末回線ごとに	2,078円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		ウ アイ以外のもの	(7) 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,613円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		1 光信号主端末回線ごとに		2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、529円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる529円のうち、518円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		1 光信号主端末回線ごとに		2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、418円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる418円のうち、410円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
			(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。			(イ) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、418円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる418円のうち、410円にのみ消費税相当額を加算するものとします。				1 光信号主端末回線ごとに	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、355円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる355円のうち、349円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ウ) <u>平成32年4月1日以降に適用する料金</u>	1 光信号主端末回線ごとに	<u>平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、355円を加算した料金額</u>	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる <u>355円のうち、349円</u> のみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	-------------------------------	---------------	--	--

			(ウ) <u>令和3年4月1日以降に適用する料金</u>	1 光信号主端末回線ごとに	<u>令和3年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、235円を加算した料金額</u>	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる <u>235円のうち、231円</u> のみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	------------------------------	---------------	---	--

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、平成31年4月1日に遡及して適用します。